

鳥取森林管理署が
特定非営利活動法人 氷ノ山ネイチャークラブと
協定の森の更新をしました。



希少植物コキンバイの花
(NPO・氷ノ山ネイチャークラブ撮影)



コキンバイの結実前
(鳥取森林管理署撮影)

「調印後の管理署ホームページ公示（30日間）」 のリスト

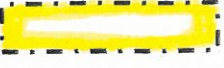


（近畿中国森林管理局局通達による公示）

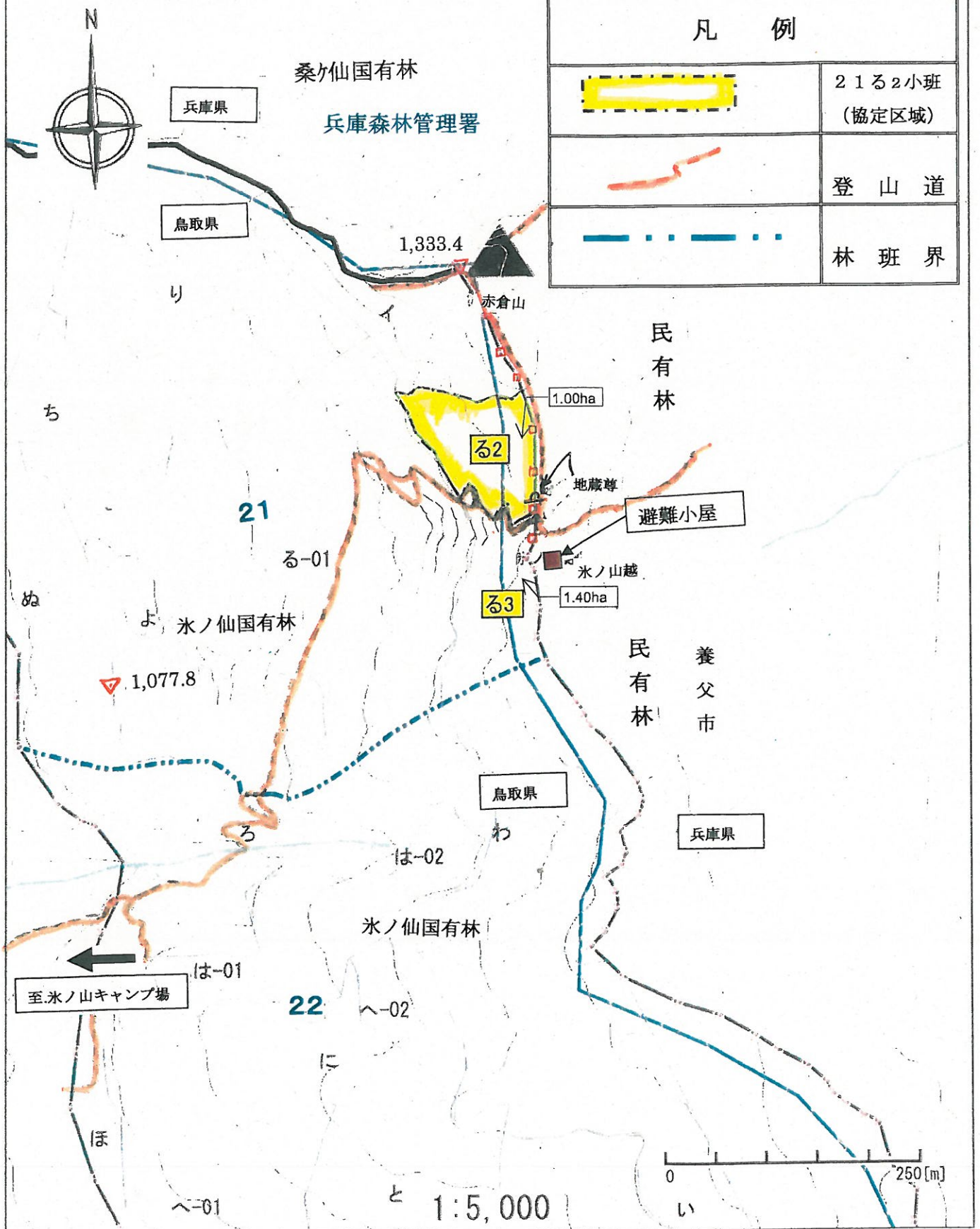
1. 協 定 区 分 : 「多様な活動の森」
2. 対 象 地 : 鳥取県八頭郡若桜町
氷ノ山国有林 21 林班 2 小班
3. 協定更新相手方 : 鳥取県八頭郡若桜町赤松 660
特定非営利活動法人
氷ノ山ネイチャークラブ
理事長 山本 賢二
4. 協定地名称 : 『多様な活動の森・
「氷ノ山コキンバイ保護活動の森」』
5. 面 積 : 1. 0 0 HA
6. 活 動 内 容 : 希少植物のコキンバイ保護活動巡視
モニタリングなど
7. 協定更新期間 : 自.平成 24 年 4 月 1 日
(5 年間)
至.平成 29 年 3 月 31 日
8. 更 新 事 由 : 別紙「副申書」内容のとおり
9. そ の 他 : 協定書図面・継続活動希望申請書 (写)

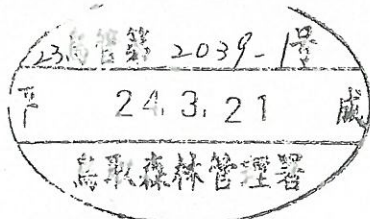
『多様な活動の森「氷ノ山コキンバイ保護活動の森」』協定締結区域

基本図挿入位置図 [氷ノ山国有林 21る2林小班 面積 1.00HA]

凡 例

	21る2小班 (協定区域)
	登山道
	林班界





平成 24 年 3 月 14 日

鳥取森林管理署長 様

住所 鳥取県八頭郡若桜町赤松 660 番地
氏名 特定非営利活動法人 氷ノ山ネイチャークラブ
理事長 山本 賢二



『「多様な活動の森 (旧称「ふれあいの森」)・コキンバイ保護活動の森」
／氷ノ山国有林』の協定更新手続きのお願い

平素は当クラブの活動にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、更新にあたって行われました「連絡調整会議 (協定書第 3-1)」にて協定
書の一部を修正することで合議しました。
つきましては、本日、貴署より提示された「更新協定 (案)」を確認しましたの
で調印をお願いします。

【 連 絡 先 】

〒680-0701 鳥取県八頭郡若桜町大字若桜 320 番地
若桜町商工会議所内

特定非営利活動法人 氷ノ山ネイチャークラブ
事務局長 村口洋一

TEL : 090-7121-3374 FAX : 0858-82-0271

Email : y. mura@chive.ocn.ne.jp






副 申 書

平成 24 年 3 月 21 日

鳥取森林管理署長殿

業務課森林ふれあい係

係長 泉 文宏 

「平成 22 年 2 月の通達改正(別紙)に伴う更新協定時の協定相手方の選定事由」
の副申について(「延長協定」更新事由の明記)

記

- ① 『「多様な活動の森(旧称「ふれあいの森」)・コキンバイ保護活動の森」
／氷ノ山仙国有林』は平成 21 年 6 月 29 日に鳥取森林管理署と任意団体「氷
ノ山ネイチャークラブ」が協定締結を行った。
- ② 平成 22 年 8 月 17 日付けで任意団体「コキンバイ保護活動の森」は特定
非営利活動法人に改組を行い、鳥取森林管理署に報告し、協定名義変更を
申請し受理されて現在に至る。
- ③ 平成 23 年度は協定相手方が現地調査確認した詳細なデータを元に助成
金申請を出した鳥取県生活環境部公園自然課及び、鳥取県東部総合事務所
生活環境局が希少動植物の認定助成金、保護条例の整理を行ってきた。
- ④ 同時に協定相手方の報告書に基づき鳥取県が依頼して県が指定する有識
者の鳥取大学地域学部教授が認定事業を行い現地確認も行った。
- ⑤ 地元の NPO の企画で協定区域を活用、県が保護とアドバイスをを行い、地
元の大学が公的に保護活動を協力する円滑な連携が行われていることが
現在も顕著である。
- ⑥ こうした内容を見ても国有林内で、更新後の活動についても制度の趣旨
に添う活動が期待される。

(詳細は、別添の報告書や協定当初の新聞記事写しのとおりである。)

以 上



鳥取県公報

平成 23 年 1 月 28 日 (金)

第 8 2 6 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (43) (福祉保健課) 2
	コキンバイ保護管理事業を行う者の氏名の変更 (44) (公園自然課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (45) (経済通商総室) 3
	種畜証明書の書換交付 (46) (畜産課) 3
	土地収用法による事業の認定 (47) (技術企画課) 3

告 示

鳥取県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ボエム	鳥取市松原594-2	デイサービスセンター大覚寺もみじ庵	鳥取市大覚寺187-36	通所介護	平成23年1月1日
有限会社しんせい	鳥取市吉方温泉一丁目455	小規模多機能型居宅介護事業所 ふうべ友和苑	鳥取市福部町湯山967-3	小規模多機能型居宅介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社ボエム	鳥取市松原594-2	デイサービスセンター大覚寺もみじ庵	鳥取市大覚寺187-36	介護予防通所介護	平成23年1月1日
有限会社しんせい	鳥取市吉方温泉一丁目455	小規模多機能型居宅介護事業所 ふうべ友和苑	鳥取市福部町湯山967-3	介護予防小規模多機能型居宅介護	〃

鳥取県告示第44号

平成21年鳥取県告示第458号（コキンバイ保護管理事業計画の認定について）により告示した、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づく保護管理事業について、次のとおり変更があったので、告示する。

平成23年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更年月日 平成22年8月17日

2 変更事項 保護管理事業を行う者の氏名

変更前 氷ノ山ネイチャークラブ 代表 山本 賢二

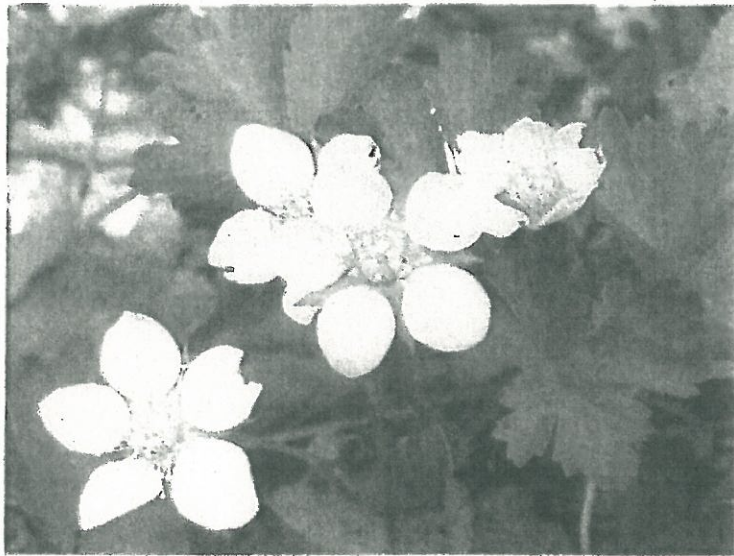
変更後 特定非営利活動法人氷ノ山ネイチャークラブ 理事長 山本 賢二



平成23年度

鳥取県希少野生動植物保護管理事業の報告書(3年次)

コキンバの保護活動調査



* はじめに (P1)

* 実施日誌 (P1)

* 調査内容 (P2)

* おわりに (P5)

* 添付資料 (P6)

(※内容については省略)

NPO法人 氷ノ山ネイチャークラブ





氷ノ山ネイチャークラブ 会報 Mission & Passion

ミッション アンド パッション



今年度の事業計画

去る4月17日、若桜町の「ゆうゆうわかさ」で、第8回総会が開催されました。総会資料はすでに皆様のお手元に届いていると思いますが、ここでは今年度の主な活動予定を紹介します。多くの会員の皆様、一般の民様の事業参加をお願いいたします。

(ふるさとの自然探訪)

ふるさとの自然を訪ね、自然に親しみながら自然の魅力やすばらしさを体験する。

- 4月24日 根安の滝・・・残雪が多く中止になりました。
- 5月29日 コキンバイ観察会・・・開花時期が遅れており、中止となりました。
- 8月28日 不動滝 旧伊勢道 氷ノ越を越えたところにある滝を訪ねます。
- 10月23日 くらます山 吉川の東にそびえる1282mのピークを訪ねます。

いずれも参加料は無料、会員外でも参加できます。会報、ホームページで改めてご案内します。

(希少野生植物「コキンバイ」の保護活動)

鳥取県の補助事業として、氷ノ山に自生するコキンバイを保護育成するために、モニタリングや巡視、草刈などの活動を行います。

(森林体験&里山トレッキング)

とっとり県民参加の森づくり推進事業補助金を活用し、八頭の里山をトレッキングし里山の役割、意義について理解を深めます。

- 第1回 5月22日 東山と中国自然歩道
 - 第2回 6月22日 丸瀬山周辺の中世の城跡めぐり
 - 第3回 9月19日 霊石山のふもと巡り
 - 第4回 10月16日 ふるさとの森と扇ノ山巡り
 - 第5回 11月13日 清徳寺巨樹銘木群と中国自然歩道巡り
- 各回定員40名 好評により、各回ともすでに定員に達しました。

(親と子の森林体験塾)

とっとり県民参加の森づくり推進事業補助金を活用し、子どもたちが保護者とともに自然の中でさまざまな体験を通じて森林への理解を深める1泊2日の自然体験活動です。

- ・実施日:2011年7月30日(土)、31日(日)
 - ・場所:氷ノ山キャンプ場周辺
 - ・参加費:1,000円/人(宿泊費、食費、保険含みます)
- (会員外でも参加できます。詳細はホームページまたは学校でチラシを配布していただきます)

(ジャンボシイタケほだ木製造・販売)

道の駅「さくらんぼ」、各種町内イベントで販売しています。

日程や内容は天候や事情で変更になることがあります。ホームページや会報でご確認ください。

ホームページ:<http://www.geocities.jp/hnc21wakasa/>

理事会だより

5月11日定例理事会を実施しました。

1. 報告事項

○ジャンボシイタケ関係

販売用、植菌体験用として原木450本を仕入れた。

・植菌体験(@響の森) 5/3~5/5

販売数量94本

・道の駅「さくらんぼ」にて販売中

○森林体験&里山トレッキングの参加申し込み状況

5/5に日本海新聞に案内チラシを折り込んだ(東部1市2郡、66,950枚)。すべての回で定員を上回る申し込みあり。5/10で募集を打ち切った。

2. 今後の予定など

○森林体験&里山トレッキング第1回

5/16下見 山本理事長ほか

○親と子の森林体験塾の参加者募集について

案内チラシを作成し、若桜町、八頭町の小学校を通じて児童へ配布の予定。チラシ作成5月中。

また、ホームページでも案内を行う(広報担当)。

○コキンバイ保護活動

5/16自生地の防護柵の点検、補修へ出向く(自然保護担当)。

○登山ガイド

東部の小、中学校、旅行エージェントからガイドの要請がきはじめた。

・5/20 市内の中学校(120名)・・・氷ノ山

・5/29 毎日旅行(20人)・・・扇ノ山

・5/30 毎日旅行(30人)・・・氷ノ山

(登山ガイド担当および会員へガイド要請をする)

○ふるさとの自然探訪「コキンバイ観察」

例年になく残雪が多いため、中止する。HP&メールニュースで会員へ連絡する(広報担当)

(次回理事会 6/8 20:00~ ゆうゆうわかさにて)

(会員動向)

会員数:105人(正会員104人、賛助会員1人)

最近のHP(ホームページ)から

当クラブの活動状況の記録・報告および会員相互の情報交換のために、2004年11月にホームページを立ち上げました。参考書を読みながら、試行錯誤の運用ですが、現在アクセス数が21,000件を越えています。

最近では、会員からの寄稿や掲示板への書き込みが頻繁に行われるようになり、広報担当としてはうれしい限りです。

(最近の寄稿より)

☆雪の三倉富士単独登頂記(山ボーイさん)、☆初体験!雪の三の丸登頂記(むかし小町さん)と

立て続けに雪山行を寄稿していただきました。この寄稿文は、ホームページの、「気ままに!」のコーナーに掲載しています。いずれもきれいな写真満載で、雪山の魅力を紹介してくれています。

(掲示板)

これまで会員以外はアクセスできなかった掲示板をアクセスフリーとしました(どなたでも閲覧、書き込みが行えます)。こちらも岩さんや山ボーイさんのタイムリーな情報が満載です。些細な事でも結構です。あなたも情報発信の場として、この掲示板を使って見ま

広報担当

せんか。庭や畑で観察したこと、思ったことの発言。山遊び、川遊びのお誘いなど、情報を共有しましょう。ペンネームでも書き込み

内容によっては管理者側で削除する場合があります。

可能です。

(メールニュース)

イベント情報や会員連絡をメールお送りするサービスを行います(不定期、会員限定)。申し込みは当会のメールアドレスまで連絡ください。

こだわりの道具たち(10) <<釣竿>>

会員 徳田考重

森田眞由美さん、記念すべき10回の指名をありがとうございます。指名されていたことを、つい…忘れていて、広報の松本さんに催促をうけました。(ごめんなさい...)

さて、過去の内容は家庭で使用する物が多く、森田さんから「違った道具」を宣告されたので、何にしようか迷ってしまいました。しかし、自分にとっての「こだわりの道具」といえば、やはり「釣竿」かなーと思い、掲載することにしました。

子どもの頃から釣は好きで、近所の川等へ出かけていました。そして、京都の田辺に居る時に木津川で「白ハエ」釣に夢中になり、夕方暗くなるまで釣っていました。いよいよ、本格的になったのは、32年前に若桜へ帰ってからです。その頃の釣り好き数名と3月の溪流釣りが解禁になれば、毎週日曜日にはどこかの谷へ行きました。そして、竿やスパイク長靴等を次々と購入し、竿はだんだんと多くなりました。今でも最初の溪流竿は大切に保管してありますが、短いので使いません。5.4mと6.4mの竿が愛用となっています。

ある時、諸鹿のとある谷へ行き、20m程の断崖絶壁を素手で登って、目的の谷へ行った帰りの途中で、岩場の下に絶好の淵があり、そこへ下りようとして木を掴んだら、折れてしまい淵に転落し、岩場



で肋骨を強打(全治1ヶ月)して竿を掴んだまま泳いで岸に上がりました。その後も又他の谷へ行ったが、痛くて釣どころではありませんでした。【注】翌日の午前中に医者に行き、コルセットをして仕事に出ました。トホホ...

その後、鮎釣や海釣も始め、ますます釣にはまってしまいました。鮎竿も最初は短く重いので、2番目の竿は特価物を買いかなり使用しました。今ではめったに使いませんが、お守り代わりに予備とは別に持参しています。(長年使用したので愛着があります)本当に自分の手と一体感を感じます。

釣から帰ったら、竿のワックス掛けは欠かせません。ほっといたら、抜けなくなったり、損傷の原因になる為です。ちなみに、溪流竿は8本程、鮎竿は数本、海用も数本、それぞれ用途に応じて使用する為に持っています。

しかし、残念なことに最近5年程は何かと多忙の為、釣に行っていないので、ストレスが蓄積している状態となっています。かわいい竿たちも物置に静かに眠ったままです。(出番がなくてゴメンね!)何とか今年はお番を作ってやらなければならない、自分自身の為にも。道具は日々使ったものだと思います。

次は、盛田義仁さんにバトンタッチしますのでよろしくお願いします。

新役員紹介

先の総会で、次の方々が役員に選任されました(任期2年)。情報提供、事業の照会、会費の納入など、お近くの役員でも受け付けますので、お気軽にお声がけください。

理事長	山本賢二(自然保護)	理事	村口洋一(事務局長、自然産品)
副理事長	西本 誠 (人材育成)	理事	伊井野 恵(自然産品)
理事	中尾敬一(自然保護)	理事	松本和彦(広報啓発)
理事	加藤祥教(登山ガイド)	監事	門村正行(会計監査)
理事	浅井 渉 (登山ガイド)	監事	福田孝司(会計監査)
理事	森田眞由美(ネイチャーゲーム)		
理事	上川裕見子(事務局次長、ネイチャーゲーム)		
理事	植嶋しのぶ(人材育成)		
理事	岩村孝之(若桜郷土文化の里、広報啓発)		
理事	徳田考重(若桜郷土文化の里)		

2年間よろしくお願いします

ふるさとの自然シリーズ 28

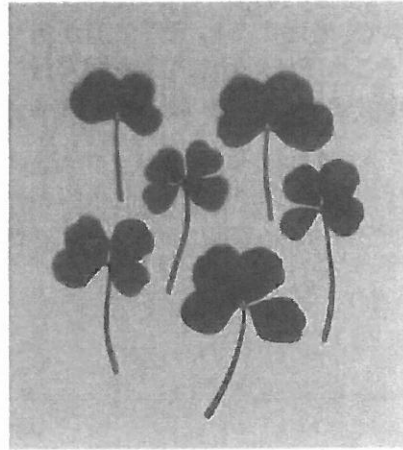
四つ葉のクローバー

文/山本賢二

シロツメクサ(和名)は、路傍など身近な場所に生えており誰もが知っているマメ科植物の代表である。江戸時代にオランダからガラス製品を輸入した際に壊れないようにとこの草が詰め物として使われたことから「詰草」と呼ばれ、後に「白詰草」となった。古くからの在来植物ではなくヨーロッパ原産で、その時の種が発芽して広まったという説や、食用となるために輸入したものが野生化したという説や、明治時代に北海道を中心に牧草や緑肥として導入されたものが野生化繁殖した等の説がある。また、クローバーとも呼ぶが語源は、ローマ神話のヘラクレスが持つ3つのコブのある棍棒に由来しており、ラテン語の棍棒を意味する「clava」がクローバーに変化したものであり、マメ科の一部の仲間の総称を指していたがシロツメクサを呼ぶ名が一般的である。

ここで、当クラブでは5月のゴールデンウィークに氷ノ山響きの森でジャンボシイタケの植菌体験事業を開催しており、私も当番の一人として参加している。この時に毎年子ども達が四葉のクローバーを付近から探して来て、「あった！何かいい事があるかな」とか「やった！幸せになれる」と自慢しながら見せてくれる。大人になってもシロツメクサが沢山群生している場所で、ついついた四ツ葉を探したくなり、見つけた

時に幸せを感じる人も多いことであろう。



クローバーは普通三枚葉(3つの小葉が1セットで1枚の葉となる)からなる葉を持つが、奇形葉として一葉や二葉、四葉や五葉・六葉それ以上の物があり、世界一多くの葉を持つ56枚が知られている。これらの奇形の出現率は10万本に1本の確率であると言われている。この奇形葉は人里離れた場所にはほとんど無くて、人の往来がある道端付近での発見がほとんどである。四つ葉ができる要因としては、元来3つの小葉(しょうよう)が1セットであるが、発生の時に生長点が踏まれたり刺激を受けたり、また発生時に二酸化炭素や日照量が少ないための原因で奇形になることが分かっている。そのため人為的に針で生長点を突

いて四つ葉をつくる実験をする人がいるが、腐ってしまい失敗に終わることが多い。また、遺伝子の物質が紫外線や化学物質で突然変異を起こして代々形質を継続することもあり、園芸店で販売されている四葉のクローバー品種はこれにあたり、野外でも毎年同じ場所で四つ葉を確認するのは突然変異の結果である。

クローバーについて様々と周知のことであるが改めて紹介する。牧草や緑肥としての需要は少なくなったが、白く咲く球状の花は重要な養蜜対象で、生産量が多い蜜源植物であり業者が花を求めて移動している。また、夕方になると光合成が停止して葉を上方に閉じてしまい、朝方明るくなり光合成が始まると開葉する就眠運動を行うので観察して見るのも楽しみである。次に茎と葉柄を間違えないように注意しましょう。3枚の葉がついている長い柄をクローバーの茎と呼ぶ人があるが、茎は地上を這っている植物体の中で、葉が付いている長い茎は葉柄が正しい呼び名である。

最後に、四葉のクローバーは「幸福のシンボル」として知られているが、その他「一葉は合格祈願のお守り」、「二葉は縁結び祈願」、「五葉は金運・富をもたらす」、「六葉は地位・名声をもたらす」などと言われている。

前年度の会費未納の方が45人にのぼっています。今年度分と併せて下記の銀行口座まで振込んでいただきますようお願いいたします(同一の銀行の支店から振込をされる場合には振込手数料は無料です)。

(会費振込み先)

- 山陰合同銀行若桜支店 普通口座 3609473
名義 特定非営利活動法人 氷ノ山ネイチャークラブ
理事長 山本賢二
- 鳥取銀行若桜支店 普通口座 0016427
名義 特定非営利活動法人 氷ノ山ネイチャークラブ
理事長 山本賢二

NPO法人 氷ノ山ネイチャークラブ会報

Mission & Passion 第30号

2011年5月31日 発行

編集・発行 氷ノ山ネイチャークラブ
この会報はホームページでもご覧いただけます (PDF判)
ホームページアドレス

<http://www.geocities.jp/hnc21wakasa/>
e-mail hnc21wakasa@yahoo.co.jp

平成24年度

『多様な活動の森「氷ノ山コキンバイ保護
活動の森」/氷ノ山仙国有林』協定書

[協定期間：平成24年4月1日～平成29年3月31日]

林野庁・鳥取森林管理署

特定非営利活動法人 氷ノ山ネイチャークラブ

多様な活動の森におけるコキンバイ保護活動に関する協定書

鳥取森林管理署長（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 氷ノ山ネイチャークラブ（以下「乙」という。）は、多様な活動の森におけるコキンバイ保護活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づくコキンバイ保護活動の森における観察会、保護施策等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（多様な活動の森の名称、位置及び面積）

甲は、鳥取森林管理署氷ノ山国有林21る2林小班の全区域 1.00ha をコキンバイ保護活動の森として乙に活動させるものとする。

なお、多様な活動の森の名称は、「氷ノ山コキンバイ保護活動の森」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施に際し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活

動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、入林にあたっては、活動を証明するものを身に付けるものとする。

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、保護活動の実施の都度、実施場所に責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すとともに、万一、事故が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（施設の設置等）

- 1 乙は、コキンバイ保護活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第12（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙は、その責に帰すべき事由により、立木竹、保護対象植物、その他の国有財産に

損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第 15 (活動の円滑な実施への協力)

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第 16 (多様な活動の森の適切な管理)

- 1 甲は、「氷ノ山コキンバイ保護活動の森」が国民により自主的に保護活動等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。
- 2 また「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく、氷ノ山コキンバイ保護管理事業」を対象にしていることから甲及び乙は必要に応じて鳥取県を交えた3者間での連絡調整を行って適切な保護活動を円滑に実施するものとする。
なお、連絡調整の窓口は、鳥取森林管理署が行うものとする。

第 17 (協定の破棄)

甲は、次の場合、事前に乙と連絡調整を行った上で協定を破棄することができるものとする。

- 1 協定の対象箇所となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた保護活動の実施の見込みがない、又は保護活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- 3 協定の対象箇所の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 協定に基づく保護活動の実施が国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 『協定締結による国民参加の森林づくり実施要領』第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたこと等により、協定締結者として不適当であると認められる場合
- 7 協定締結者が協定の中止を申し出た場合

第 18 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第 19 (その他必要と認められる事項)

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 3月 26日

(甲) 鳥取森林管理署

住 所 鳥取県鳥取市東町2丁目325

氏 名 鳥取森林管理署長 塩永博信



(乙) 特定非営利活動法人 氷ノ山ネイチャークラブ

住 所 鳥取県八頭郡若桜町赤松660

代表者

氏 名 理事長

山本 賢二

